

防犯対策補助事業（住宅の防犯対策補助金）に係るQ & A

番号	分類	質問	回答
1	補助事業について	防犯対策補助事業とは何ですか。	市内の住宅（共同住宅を含む）において、防犯対策用品の購入・設置に係る費用に補助金を交付し、物価高騰の影響を受けた市民を支援するとともに各住宅への防犯対策の強化を促進させることにより、地域防犯力の向上につなげ、市民の体感治安を上げ、安全・安心に暮らせるまちを目指すものです。 実施期間（申請受付期間） 令和8年9月1日（火）から令和8年10月30日（金）まで （※先着順。予算に達し次第、事前の告知なく終了とする。） 窓口受付は開所時間内 LoGoフォームは24時間受付 補助対象者（次の全てに当てはまる方（個人に限る。）） ○購入日及び申請日に相模原市に居住し住民登録をしている方 ○本人及び同一世帯の人が令和8年度に本補助金を受けていない人（1世帯1回まで） 補助対象経費 対象となる防犯対策用品の購入費及び設置費（送料、交通費等は含まない） ※各種ポイント、クーポン、ギフト券、商品券は補助対象外 補助上限額 設置及び購入金額の2分の1、補助上限額2万円（100円未満は切り捨て） ※補助上限金額以内なら合算申請も可 ※補助総額 40,000,000円 補助対象となる防犯対策用品 令和8年8月1日以降に購入・設置した次の防犯対策用品を対象とする。
2	補助事業について	防犯物品等の購入はどこで購入しても良いのか。	市内外の店舗やインターネット含めてどこで購入しても構いません。ただし、インターネットで購入する場合は、領収書が発行できるサイトから購入してください。また、可能であれば、市内の販売店で購入するようにお願いします。 ※個人間売買やフリーマーケットサイト（アプリ）等での購入品は、補助対象外です。
3	補助事業について	市ホームページと紙での申請方法があるが、どちらが良いのか。	市ホームページからの申請ですと、パソコンやスマートフォンで申請が完結するため、こちらをお勧めしています。
4	補助事業について	クレジットカード払いでよいのか。	対象となります。ただし、各種ポイント、クーポン、ギフト券、商品券などでの購入分は、補助の対象外となります。
5	補助事業について	複数購入した防犯対策用品も合算して申請できるのか。	補助上限額（補助金は購入金額の2分の1、上限額20,000円）以内であれば、補助対象となります。1世帯1回限りの申請ですので、全ての用品の購入・設置を終え次第、合算して申請してください。
6	補助事業について	アパート、マンションなど所有している物件は対象になるか。	本補助金は住民登録のある住所に現に居住している市民に対して交付するものですので、所有物件が住民登録地でない場合と、住民登録地であっても共用部の場合は補助対象外となります。
7	補助事業について	昨年度交付を受けた人も補助対象となるのか。	昨年度交付を受けた人も補助対象となります。
8	補助事業について	2回にわけて申請してもよいのか。	申請は1世帯1回限り（令和8年度分）です。全ての書類が整ってから申請をお願いいたします。なお、申請状況は交通・地域安全課Xで毎日更新しております。

9	補助事業について	法人や団体でも申請可能か。	本補助金は補助対象者を「個人」に限るものです。法人や団体での申請はできません。
10	補助対象物品について	補助対象となる防犯物品はどのようなものか。	令和8年8月1日以降に購入・設置した次の防犯物品 ・録画機能付きドアホン ・屋外用防犯カメラ ・屋外人感センサーライト ・センサーアラーム ・玄関ドア錠（ディンプルキー、ウェーブキー、スマートロック等） ・補助錠 ・防犯フィルム ・面格子 ・鍵付き宅配ボックス 以上、9品目となります。
11	補助対象物品について	9品目以外で補助対象となる物品はあるのか。	9品目以外は補助対象外となります。また、防犯対策用品の取り付けに必要な部材（取付用金具・テープ・コード類等）や、記録に必要な記憶媒体等（SDカード、電池等）は全て補助対象外です。
12	補助対象物品について	設置費用も補助対象になるのか。	専門業者が設置を行った場合の設置費用のみ対象といたします。 個人設置によりかかる経費（消耗品、取り付け用金具、配線類、ネット環境）及び専門業者ではない知人に依頼した際の謝礼・報酬等は全て補助対象外です。
13	補助対象物品について	設置場所の制限はあるのか。	・集合住宅の共用部分に設置する用品等については、補助対象外とします。共用部分以外の場所で購入者が住民登録をし居住する場所で各防犯対策用品の補助要件を満たす物品は補助対象としますが、賃貸物件の場合は、トラブルの未然防止のため、所有者や居住者から同意をとるようにしてください。 ・新築住宅（建築費用に防犯対策用品が含まれるもの）は対象外です。 ・自動車等の敷地内に固定されない動産への設置は、屋外設置でも全て補助対象外です。
14	補助対象物品について	ポイント、クーポン、ギフト券、商品券を使用した場合、補助額はどうか。	ポイント、クーポン、ギフト券、商品券利用分を購入費用から差し引いた実際の負担額が「購入金額」となります。なお、これらの使用の有無は領収書又はレシート等の添付書類により確認します。コンビニ等で購入したプリペイドカードをチャージして支払う場合でも、領収書の記載が「ポイント、クーポン、ギフト券、商品券等」に該当する場合は補助対象外となりますので、ご注意ください。
15	補助対象物品について	通信販売で購入時に送料がかかる場合は、購入金額に含めて良いか。	送料を含めることはできません。防犯対策用品本体の購入金額のみが対象です。
16	補助対象物品について	他自治体に住む子どもが相模原市に住む親のために防犯用品を購入した場合、対象となるか。 （領収書又はレシートのあて名は子ども）	この場合、子どもと親のどちらが申請者であっても、対象とはなりません。 ただし、相模原市に住む親が購入し、領収書又はレシートのあて名が親であれば、代理申請という形で、他自治体に居住する子どもが申請者となることは可能です（代理申請の場合、委任状が必要）。
17	申請書について	紙の申請書はどこでもらえるのか。	交通・地域安全課、各区役所地域振興課、まちづくりセンター（橋本、本庁6地区、大野南除く）、出張所、公民館（沢井を除く）に配架しています。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。
18	申請書について	紙の申請書類は、どこに提出すれば良いのか。	基本的には、各区役所の地域振興課で受付を行っています。また、各まちづくりセンターや出張所、連絡所（牧野、佐野川）では、書類の書き方の説明や提出書類の確認は行えませんが、担当課（交通・地域安全課）へ書類の回送はしていますので、書類一式を封筒に入れて渡してください

19	申請書について	区役所やまちづくりセンター等に書類を持っていくことができないが、どうしたら良いか。	そのような場合は、電子申請をお勧めします。電子申請も難しく、申請書類を区役所等に持って行くことができない事情がある方は、交通・地域安全課までご連絡ください。
20	申請書について	申請用紙を郵送してほしい。	申請書の郵送対応はしておりません。なお、申請書は、交通・地域安全課、各区役所地域振興課、まちづくりセンター（橋本、本庁6地区、大野南除く）、出張所、公民館（沢井を除く）に配架しています。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。
21	申請書の記入について	申請書の記入を誤った場合はどうすれば良いか。	可能な限り新しい用紙に再度記入してください。
22	申請書の記入について	紙申請でゆうちょ銀行の場合は、通帳のどこを請求書の振込先口座欄に記入するのか。	通帳の見開きページの下段に支店名・口座番号の記載があります。キャッシュカードの場合は記号・番号しか記載がないので、スマホ等でゆうちょ銀行HP内のコード変換ページを使って、支店名・口座番号を確認してください。
23	申請書の記入について	申請書・請求書の記入例が見にくい。	記入方法が不明な場合はお手数ですが、各区役所地域振興課窓口で申請してください。
24	添付書類について	申請に必要なものを教えてください。	<電子申請の場合> ・領収書やレシート等の写真データ（令和8年8月1日以降に購入したもの） ・本人確認書類（免許証（身分事項に修正がある場合は裏面も添付）、マイナンバーカード（券面事項が最新のもの）、健康保険の資格確認書など）の写真データ ・対象物品の設置後の写真データ - 購入物品1つにつき1枚写真データを添付。セット売りの場合は1箇所だけ撮影してください。 ・振込先口座情報（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義）がわかる通帳やキャッシュカードの写真データ、口座情報のスクリーンショット等 ・委任状（必要な場合のみ）の写真データ（※記載内容が鮮明に映るように撮影してください。） <窓口申請の場合> ・領収書やレシート等の写し（令和8年8月1日以降に購入したもの） ・本人確認書類（免許証（身分事項に修正がある場合は裏面も添付）、マイナンバーカード（券面事項が最新のもの）、健康保険の資格確認書など）の写し ※マイナンバーカードについては、顔写真や券面事項が記載された表面のみ添付してください。個人番号が記載されている裏面は添付しないでください。 ※保険証は、記号、被保険者番号、保険者番号をマスキング処理したものを添付してください。 ・対象物品の設置後の写真 - 購入物品1つにつき1枚写真を添付。セット売りの場合は1箇所だけ撮影してください。 ・振込先口座情報の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できるもの） ・委任状（必要な場合のみ） ※代理申請を行う場合は、申請フォーム・紙での申請問わず、委任状が必要となります。（任意でも可。市HPに様式あり）
25	添付書類について	本人確認書類として使用できる書類はどんなものがありますか。	購入者および申請者の最新の「住所、氏名、生年月日」が記載されているマイナンバーカード、運転免許証、保険証等を添付してください。 ※マイナンバーカードについては、顔写真や券面事項が記載された表面のみ添付してください。個人番号が記載されている裏面は添付しないでください。 ※保険証については、記号、被保険者番号、保険者番号をマスキング処理したものを添付してください。

26	領収書について	領収書またはレシートにはどのような記載が必要か。	防犯対策用品を購入・設置したことがわかるもので、以下の①～⑤が記載されている領収書またはレシートを適正な添付書類として扱います。 ①領収日 ②購入した店舗名または工事者名 ③購入者名 ④支払金額 ⑤購入・設置をした品目の名称・型番等 ※店舗等の都合により、領収書またはレシートが発行されない場合は、上記を満たした「適格請求書」、「納品書」、「注文書」等も適正な添付書類として扱います。
27	領収書について	領収書又はレシートに宛名が記載されていないが、どうすればよいか。	発行者（購入された店舗等）へ再発行等についてご相談ください。 再発行等が困難である場合、以下のいずれかの領収書またはレシートで、防犯対策用品を購入・設置したことがわかるものも可とします。 1. 以下の事項が記載されている領収書またはレシート、適格請求書等 ①領収日 ②購入した店舗名または工事業者名 ③支払金額 ④購入・設置をした品目の名称・型番等 ⑤購入者の住所の記載 ※店舗等の都合により、領収書またはレシートが発行されない場合は、上記を満たした「適格請求書」、「納品書」、「注文書」等も適正な添付書類として扱います。 2. 以下の事項が記載されてる領収書またはレシートの原本を添付。 その場合、申請方法は紙申請のみとなります。 ①領収日 ②購入した店舗名または工事業者名 ③支払金額 ④購入・設置をした品目の名称・型番等 ※店舗等の都合により、領収書またはレシートが発行されない場合は、上記を満たした「適格請求書」、「納品書」、「注文書」等も適正な添付書類として扱います。
28	領収書について	領収書又はレシート等を紛失した場合はどうしたら良いか。	購入又は設置した店舗等で再発行をしてもらってください。領収書又はレシート等がない場合は、補助金の申請（交付）はできません。
29	領収書について	領収書又はレシート等では防犯用品を購入したことが分からない場合はどうしたら良いか。	明細が分かる書類があればその写しを添付してください。
30	領収書について	防犯用品と一緒に他のものを買った領収書又はレシートは添付書類として良いか。	添付可能ですが、なるべく防犯対策用品のみとなるようご協力をお願いいたします。
31	領収書について	コンビニ払いの控えは領収書の代わりになるか。	コンビニ払いの控えは添付書類として認めませんので、支払い方法に注意してください。 ただし、以下の①～⑤が記載されている場合に限り、適正な添付書類として扱います。 ①領収日 ②購入した店舗名または工事者名 ③購入者名 ④支払金額 ⑤購入・設置をした品目の名称・型番等
32	領収書について	ECサイトでの領収書・レシートについては自分で印刷したもので良いか。	問題ありません。ただし、No26, 27の要件を満たしている必要があります。
33	設置写真について	カメラを持っていないため、購入した物品や設置した物品の写真が撮れず、申請書に添付できない場合はどうしたら良いか。（操作できない方を含む。）	補助金の申請には、対象物品の設置後写真の添付が必須であり、写真がない場合は申請を受けられません。ご家族やご友人等に頼んで写真を撮ってもらい、必ず申請書に添付してください。

34	設置写真について	購入はしているが設置工事が終わっておらず写真が取れず申請期限に間に合わない。	補助要件として設置後写真の添付が必要です。申請期間内に間に合わない場合は補助対象外となります。
35	口座確認書類について	ネットバンキングの場合、通帳等の写しの添付方法は。	ネットバンキングで口座情報（金融機関名、支店名（支店番号）、口座番号、口座名義）が分かるページをスクリーンショットし、添付してください。キャッシュカードを撮影したものでも構いません。ただし、口座情報が全て載っていることを確認してください。
36	委任状について	委任状はどのような場合に必要となるのか。	原則として、購入（設置）者が申請をしていただくものですが、何らかの理由で代理申請を行う場合には、委任状が必要となります。委任状の詳細については、交通・地域安全課にお問い合わせください。
37	補助金の支払いについて	補助金の支払い方法は口座振込しかできないのか。	口座振込のみとなります。
38	補助金の支払いについて	補助金はいつ振り込まれるのか。	補助要件、書類の不備がないことを確認し、交付決定通知書等を郵送するとともに、指定された口座への補助金の振り込みを行います。口座への振り込みは令和8年10月1日以降とし、個別の手続きの進捗状況についてのお問い合わせには、お答えできません。
39	録画機能付きドアホン	録画機能は静止画の記録機能も含まれるか。	動画の記録機能を有するものを推奨しておりますが、静止画の記録機能を有するものも補助対象といたします。
40	録画機能付きドアホン	モニターの追加購入は補助対象か。	モニター部分のみを追加で購入する場合は、追加購入分のモニター代金は補助対象外です。
41	録画機能付きドアホン	子機も補助対象か。	録画機能付きドアホンを新設または取り替える場合において、付属する子機については補助対象といたします。ただし、子機のみを導入する場合は補助対象外です。
42	屋外防犯カメラ	対象となる防犯カメラはどのようなものか。	屋外設置用の防犯カメラであり、録画機能を備え外観上防犯カメラと分かるもので、屋外に設置をしたものが対象となります。室内設置用の見守りカメラやドアスコープカメラ、隠しカメラのような形状のカメラ等は補助対象外です。
43	屋外防犯カメラ	防犯カメラを設置する場合に注意する点はあるか。	・ 自宅敷地内屋外に固定して設置してください。 ・ 設置場所は購入者の敷地内とし、トラブルを避けるためにできるだけ、近隣の家は映り込まないように配慮してください。また、もし映り込んでしまう場合は、その家の使用者等に同意を得てください。 ・ 自動車等の敷地内に固定されない動産への設置は、屋外設置でも全て補助対象外です。
44	屋外防犯カメラ	防犯カメラに映しだされる画像を携帯で見れるよう、Wi-Fiが使えるように頼んだ費用も補助の対象になるか。	防犯対策用品の購入費および設置費のみ補助対象となりますので、Wi-Fiの新規導入費や契約に係る手続きの代行費、中継器の購入費・設置費は補助対象外経費となります。

45	屋外防犯カメラ	マンションに設置する防犯カメラは補助対象となるのか。	共用部分を撮影する防犯カメラは補助対象外です。
46	屋外防犯カメラ	取り付けに必要な金具類や記録映像を保存するためのＳＤカードも補助対象となるか。	記録媒体や取り付け金具等の防犯対策用品以外のものは補助対象外となります。ただし、設置業者が設置した場合に係る設置費については補助対象です。
47	屋外人感センサー付きライト	屋内に設置するセンサーライトも補助対象か。	屋外に設置する人感センサーライトを対象といたします。なお、防犯目的の人感センサーライトが補助対象であるため、屋外設置でも、人感センサーを有していないものは全て補助対象外となります。
48	センサーアラーム	センサーアラームはどういったものが補助対象となるか。	センサーアラームは、窓に設置し、振動を検知したときにその場で大きな音が出るものを補助対象といたします。それ以外の物品は補助対象外といたします。
49	玄関ドア錠	ディンプルキー、ウェーブキー、スマートロック以外に対象となる玄関ドア錠はあるのか。	ピッキング等による不正解錠が困難となるものを防犯性能の高い玄関ドア錠とし、補助対象用品とします。こういった商品がこれらに該当するかは市ではお答えできませんので、購入元にご相談ください。
50	補助錠	補助錠とはどのようなものか。	補助錠は、玄関ドアや窓から侵入されうる箇所に追加で設置し、外部からの侵入を防ぐ目的で販売される補助錠を対象とします。南京錠は対象外です。また、室内の各部屋へ設置する鍵も補助対象外といたします。
51	防犯フィルム	飛散防止フィルムは補助対象となるか。	飛散防止を目的としたフィルムは防災フィルムとなり、補助対象外です。窓の物理的破壊を困難にし侵入を防ぐ、または侵入までの時間を稼ぐ効果があるものを補助対象とします。市では商品の紹介・例示はできかねますので、詳しくは購入元に確認してください。
52	防犯フィルム	のぞき見防止フィルムは補助対象となるか。	のぞき見防止のみが防犯効果のフィルムは補助対象外です。侵入防止のために、ガラスの破壊対策として有効な機能がある場合に補助対象といたします。
53	面格子	マンションやアパートに設置する面格子も補助対象となるか。	玄関横の窓等、侵入防止を目的として窓の外側へ設置する場合は補助対象となります。
54	鍵付き宅配ボックス	対象となる鍵付き宅配ボックスはどのようなものか。	商品の仕様として、はじめから鍵付きであり、宅配ボックスとして販売されているものを補助対象といたします。宅配ボックス以外の容器や、鍵を後付けした宅配ボックスは補助対象外です。鍵付き宅配ボックスを設置するための金具や重石等は補助対象外です。
55	問合先	問い合わせ先を知りたい。	交通・地域安全課 電話：042-769-8229 住所：中央区中央2-11-15 市役所本館5階 月曜から金曜（平日のみ）午前8時30分～午後5時